

東京農業大学における研究活動に係る行動規範

東京農業大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、本学学則第2条に定める目的を達成するために、研究者の自由な発想に基づく研究活動を保証する一方、教育研究機関に課せられた公共性と社会的使命を十分認識し、本学において研究活動を行う者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する者（以下「研究支援者」という。）すべてが遵守すべき、研究活動に係る行動規範を以下のとおり制定する。本学の研究者及び研究支援者は、その職務・役割の遂行に際し、別に定める学校法人東京農業大学倫理綱領を遵守することに加え、常にこの行動規範を念頭に置き、本学の研究活動が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを意識して行動する。

1. 研究者の責任と姿勢

研究者及び研究支援者は、自らの専門知識、技術、経験等を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性の維持に貢献する責任を有することを自覚するとともに、研究活動の遂行にあたっては、高い倫理観を保持し、あらゆる不正行為を排除するという強い信念をもって行動する。

2. 研究費の適正な使用

研究者及び研究支援者は、本学の研究活動における研究費が、学生納付金、または国民の税金を原資とする公的資金や外部資金等によって支えられていることを深く認識し、研究費の執行にあたっては、常に社会に対しての説明責任を念頭に置いて、公正かつ適正な使用を行う。また、取引先の選定にあたっては、合理的かつ公正に行い、さらに自己の立場を利用した不適切な取引は行わない。

3. 資産等の適正な管理・運用

研究者及び研究支援者は、研究費などで購入した資産等が、その原資から社会資産的な性格を有するものであることを十分意識し、研究目的が達成されるよう適正かつ効率的に管理・運用するとともに、正当な目的以外には使用しない。

4. 研究活動における不正行為の防止等

研究者は、研究活動において捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。また第三者による不正行為の発生を未然に防止すべく、自らの研究活動の全過程において、研究データ、研究サンプル、研究資料、成果物等の管理・保存の厳密な取り扱いを徹底する。さらに、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

5. 法令等の遵守

研究者は、研究活動にあたって、関係法令・規則・指針、本学の諸規則諸規程及び社会規範等を遵守するとともに、特にヒトや動物を対象とする研究・実験・調査等を実施する場合には、

生命倫理を最大限尊重する。

6. 健全な研究環境の構築

研究者及び研究支援者は、本学の理念・目標を実現するために一致協力し、安全で健康的な職場環境並びに不正行為の防止を可能にする公正な研究環境の構築・維持も自らの重要な責務であることを自覚すると共に、お互いの人格・人権を尊重し、いかなる差別・ハラスメントも行わない。また、研究活動の過程において入手した個人情報等については、その保護に努める。

7. 積極的な情報公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって社会に公表するよう努めることが、社会の本学に対する理解と信頼を深めるための重要な取り組みであることを十分認識する。

8. 社会貢献

研究者は、研究環境の整備や研究の実施に供される研究費などの背景には、社会が抱く真理の解明やさまざまな課題解決への期待が存在することを常に自覚し、実学主義的視点に立った社会貢献を本学の重要な使命の一つと考え、有為な人材を育成するとともに、教育研究の成果を積極的に社会へ還元し、常に地域社会との連携を念頭に置いて、開かれた大学づくりに積極的に協力する。

9. 利益相反への配慮

研究者は、企業等との社会連携活動による研究成果の社会還元を本学の重要な使命の一つと考え積極的に行動する一方、連携する企業等との関係によって生じる利益や責任と、本来本学において果たすべき責任とが衝突する状況ないしは衝突するよう見える状況に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

10. 点検と見直し

本学は、教育研究機関として課せられた公共性と社会的使命を十分認識し、常にこの行動規範が社会通念に照らして適切な内容であるか点検し、必要に応じて見直しを行う。

平成25年10月10日生物産業学部教授会制定

平成25年10月15日合同教授会制定

平成25年10月17日短期大学部教授会制定

平成30年4月1日東京農業大学短期大学部廃止に伴い、本規範から削除

平成30年12月4日公的研究費適正管理委員会承認